

山梨県公報

第二千五百七十三号

平成二十八年

一月十八日

月 曜 日

目 次

- 保安林の指定の予定……………一七
- 道路の区域変更……………一七
- 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所……………一八
- 在地的変更の届出に係る告示の訂正……………一八

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………一八
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………一八
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………一九
- 国土調査の成果の認証……………二〇
- その他……………二〇
- 漁業法による水産動植物の取扱いの制限……………二〇

告 示

山梨県告示第十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年一月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

甲府市川窪町字北ノ川一四〇三(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北ノ川一四〇三(次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 道路の種類 県道
- 線 名 富士河口湖富士線
- 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地从先から南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地从先まで	二七・六	三三・五	二〇・〇 五三・八 二九・八 三〇・六	一三七・九 八三・一 六八・二 一三七・九
	三七・一	九三・三		
	二七・六	三三・五		
	三七・一	九三・三		

	二〇・〇、	六八・二
	八一・八	
二九・九、		八三・一
七五・七		

山梨県告示第二十号

平成二十七年十二月十日付山梨県告示第四百十二号（指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出）二（二）中「神奈川県横浜市中区尾上町四番五十七号」とあるのは「神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五十七番地」の、同告示三中「平成二十七年十二月一日」とあるのは「平成二十七年十二月十五日」の誤りにつき訂正する。

平成二十八年一月十八日

山梨県知事 後藤 齋

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年一月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人河原部社
- 2 代表者の氏名 松本 恵子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市清哲町折居百六十四番地二十八
- 4 定款に記載された目的
この法人は、小中高生および20代の若者が地域を知り、地域のひとと繋がり、自己を知り、自立するための支援事業を行うことで、地域を大切にする心の醸成を

図ると共に、地域活性の原動力となる若者がいきいきと活躍する社会の実現を目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年一月十二日から同年三月十一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年一月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人癌撲滅協議会
- 2 代表者の氏名 志田 保彦
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央二丁目十三番十八号
- 4 定款に記載された目的
この法人は、難治性疾患者に対して、免疫力向上に関する事業を行い、難治性疾患を改善し健康で長生きできる社会の形成に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年一月十二日から同年三月十一日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年一月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人ふえふき国際交流の会
- 2 代表者の氏名 長田 憲明
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町河内百七十九番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県及び笛吹市等の国際交流事業並びに民間団体及び個人の国際交流の振興に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成二十八年一月十二日から同年三月十一日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年五月十八日まで縦覧に供する。

平成二十八年一月十八日

一 届出者 山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住 所
株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘	群馬県前橋市亀里町九百番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 ベイシア山梨店

(二) 所在地 山梨県山梨市落合字塚田五百六十九番地外

2 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変 更 後 の 住 所
株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘	群馬県前橋市亀里町九百番地
株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

3 変更の年月日

平成二十七年十二月十七日
 届出年月日
 平成二十七年十二月二十一日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年五月十八日まで縦覧に供する。

平成二十八年一月十八日

一 届出者 山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住 所
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一 号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 竜王駅前ショッピングセンター

(二) 所在地 山梨県甲斐市大下条字上河原千六百七十二番一外

2 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変 更 後 の 住 所
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二 十八番一号

株式会社オギノ
代表取締役 荻野寛二

山梨県甲府市德行二丁目二番十八号

3 変更の年月日

平成二十七年十一月十九日

三 届出年月日

平成二十七年十二月二十一日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十八年一月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 調査を行った者の名称

大月市及び甲州市

二 調査を行った時期

大月市 平成二十四年四月十六日から平成二十五年十月一日まで

甲州市 平成二十三年七月二十九日から平成二十五年二月二十日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

三 調査を行った地域

大月市大月一丁目、大月二丁目、大月三丁目及び大月市大月の各一部

甲州市塩山上小田原の一部

五 認証年月日

平成二十八年一月十二日

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十八年一月十八日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 平 山 公 明

一 指示内容

河口湖との合流点より上流の奥川及び寺川で、ワカサギ及びその卵を採捕してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖漁業協同組合が河口湖のワカサギ資源増殖のために採捕する場合は、この限りでない。

二 指示の期間

平成二十八年一月十九日から同年四月三十日まで